

日税メールステーション 特別号 税理士が知っておくべき IT 知識～基本の"き"～

第19回 AI(2)

メールマガジンをお読みの皆様こんにちは、株式会社コアブリッジの柳です。
今回は AI(Artificial Intelligence)の続きで、技術的な説明ではなく、知財や規制について記してみます。

■AI 関連の知的財産権

AI を使って執筆した小説が賞をとるようになつた当世、著作権や所有権の帰属について議論されています。

著作権法によれば、

『著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう』

と規定され、さらに文化庁の Web サイトには

- 単なるデータは除外する
- アイデア等は除外する
- 工業製品等は除外する
- 小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等が該当する
- 編集著作物として、新聞、雑誌、百科事典等が該当する

と明記されています

<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu.html>>。

法律の解釈ゆえ AI による著作物の著作権の帰属を一概に決め打ちにはできませんが、

- 人が主体となり、AI を道具として創作したならば、その創作物の著作権は著作者に帰属する
- AI が主体となり生成されたものは、著作物には当たらず、著作権は発生しない

という見解が大勢を占めています。

同時に、「その AI を開発した開発者の権利は保護すべき」という見解も共通的です。

内閣に設置された「知的財産戦略本部」にて「知的財産推進計画 2021」
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf>>が策定され、
AI についても記載がありますが、そこでは、2019 年 12 月に経済産業省から発表された
「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」
<<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf>> が参照先として
記されています。

同ガイドラインの著作権に関する部分には

- 既存の法（著作権法、民法）で定まっているものは、それをデフォルト（初期設定）としたうえで、利用条件を契約できめ細やかに設定せよ（※公序良俗に反しない限り、法の定めよりも契約が優先されます）
- 定まっていないものは、利用条件をきめ細やかに契約で設定せよ

とあり、詰まるところ、現行の法には定めはないため、契約で運用せよ、ということになります。

AI の場合には、AI 自体（アルゴリズムやそれを実装したプログラム）に加えて学習用のデータも保護の対象になり、契約の際のポイントとして

「利用目的」「利用期間」「利用態様」「第三者への利用許諾・譲渡の可否・範囲」「利益配分」が具体的に列挙されています。

■AI の法規制

新たな技術や産業等の登場に伴い法や倫理の整備は不可欠です。例えば、自動車、遺伝子組み換え、インターネットなども、その普及とともに法律や規制、ガイドラインが作られてきました。

AI についても「どこまで AI を使ってよいか」等の枠組みが必要ですが、急激な進歩に追いついていないのが現状です。

AI 分野における法規制は欧州（EU）が世界で最も先行しています。2021 年 4 月に、欧州 AI 規制法案（EU AI Act）<<https://artificialintelligenceact.eu/the-act/>>が公表され、2024 年の施行予定に向けて整備が進められています。

さすがに英語で法案を読むのは辛いですが、幸い要約も公開されており

<<https://www.ceps.eu/wp-content/uploads/2021/04/AI-Presentation-CEPS-Webinar-L.-Sioli-23.4.21.pdf?>>、その文書に目を通してみると、AI の規制として、リスクの程度に応じて 4 段階設けていることがわかります。

1. 受容不可のリスク（例：社会的評価に使用） : 禁止
2. 高リスク（例：雇用、医療機器） : 要件と事前の適合性査定を条件に許可
3. 透明性義務を有する AI（例：擬人化） : 情報や透明性の義務を条件に許可
4. 最小限のリスクまたはリスクなし : 制約無しに許可

※上記 EU 法案の概要は、それを引用した経産省の日本語文書がわかりやすいです。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/2021_001_05_00.pdf

法案公開後、企業や団体などからの反応はさまざまですが、成立し施行されれば、世界初の AI 関連法規となり、世界各国がこれを参考に法整備が進んでいくでしょう。

今号は以上です。

では、また次回お会いしましょう。

※本文中の情報、状況、数値等は執筆時点のものです


執筆者

柳 恵太（やなぎ けいた）

株式会社コアブリッジ代表取締役。

ソフトウェア開発会社、メーカー、教育ベンダーを経て、2014年に株式会社コアブリッジを設立。これまでの、システム開発の上流から下流、受託側から発注側、エンジニアからプロジェクトマネージャー、ユーザーと開発者、企画・営業・開発・提供、日本と海外、社員から経営者といった、組織における幅広い役割を活かし、主に IT 企業向けの人材育成やコンサルティング等のサービスを提供している。

情報提供元：

 corebridge 株式会社コアブリッジ

<https://www.corebridge.co.jp/>

※本コラムは、<https://www.corebridge.co.jp/column/> でもご覧になれます。